

B. 意匠法の改正

1. 改正の趣旨

日本は、複数国に対して一括に出願できる国際出願を可能とするために、特許は「特許協力条約（PCT）」に、商標は「マドリッド協定の議定書（マドプロ）」に加入していますが、意匠については、これまでこのような国際出願ができませんでした。

そこで、意匠についても国際出願の制度を導入するために、日本は、「ジュネーブ改正協定」（正式名称:意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定）に加入する準備をしています。

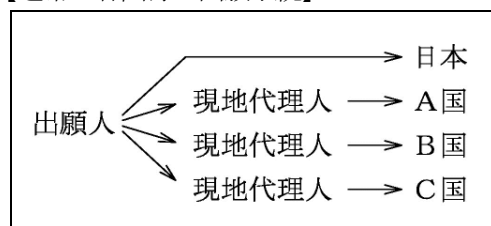
今回の意匠法改正は、この国際出願の制度導入に向けて、国内法を整備するものです。

2. 改正の概要

（1）これまでの出願手続

日本と外国に意匠出願する時は、下図のように、各国毎に出願するしかありませんでした。

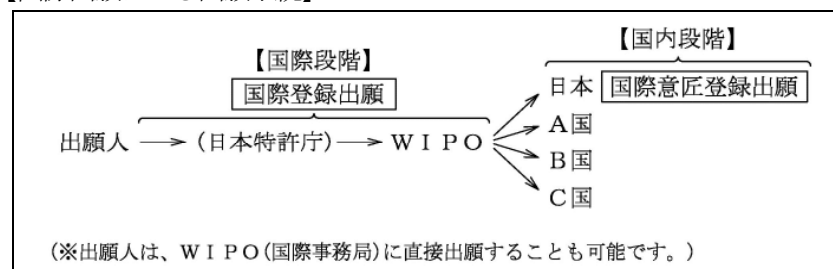
【通常の各国毎の出願手続】



（2）改正により可能となる出願手続

今後は、ジュネーブ改正協定に加入している国であれば、下図のように、一つの手続で、複数国（※日本を含めることも可）に対する一括出願が可能になります。（但し、指定国の事後的追加はできないので、出願時に出願国を全て決定する必要があります。）

【国際出願による出願手続】



<メリット>

- ①費用が安い
- ②出願手続が容易
- ③意匠権の管理が容易

（複数国の意匠権の、年金納付（5年毎に更新手続）、権利者の名称・住所変更、権利譲渡等が、国際事務局に対する一括の手続で行えます。）

(3) 具体的な改正内容

国際登録出願と**国際意匠登録出願**について、それぞれ規定されています。

これらは、名前が似ていますが、同じものではありません！

(i) 国際登録出願

- ・日本特許庁を通じて出願された国際出願【国際段階の出願】

・主な規定

規定の内容	補足	条文
日本国民及び日本に住所等を有する外国人が出願できる	—————	60 条の 3(1)
外国語で願書等を提出	「外国語」は、政令により定められる予定であるが、おそらく英語	60 条の 3(2)

(ii) 国際意匠登録出願

- ・日本を指定する国際出願で、国際登録及び国際公表がされたもの【国内段階の日本出願】

・主な規定

規定の内容	補足	条文
複数意匠を含む国際出願は、意匠ごとにされた別々の意匠登録出願とみなす	ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は多意匠一出願が可能であるため、日本の一意匠一出願制度(7 条)に合わせる必要がある	60 条の 6(2)
秘密意匠制度は適用しない	国際出願は、原則、国際登録から 6 月後に国際公表されるためである	60 条の 9
補償金請求権が認められる	国際公表されることによる模倣被害を防止するためである	60 条の 12